



栃木県公報

平成29年
8月25日(金)
号外
第34号

目次

告示

○道路の供用開始..... 1

告示

栃木県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年8月25日から同年9月25日まで一般の縦覧に供する。

平成29年8月25日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
25	主要地方道 那須烏山矢板線	さくら市金枝字小林下1886から さくら市金枝字二瀬向278-7まで	平成29年8月25日

(道路保全課)